ＩＣＴ（浚渫工（港湾））実施要領

令和５年４月１日

大阪港湾局

１．ＩＣＴ活用工事

１－１　概要

　　本要領は、建設現場の生産性向上を図るため、大阪港湾局が発注する ICT（浚渫工（港湾））の実施に際し、必要な事項を定める。

１－２　定義

　　ＩＣＴ活用工事（浚渫工（港湾））とは、以下に示すように、①～⑤の各段階に応じたＩＣＴ施工技術を活用する工事である。

　① ３次元起工測量

② ３次元数量計算

③ ＩＣＴを活用した施工

④ ３次元出来形

⑤ ３次元データの納品

　１－３　ＩＣＴ施工技術の具体的内容

　　　ＩＣＴ施工技術の具体的内容については、次の①～⑤によるものとする。

　　① ３次元起工測量

起工測量（深浅測量）において、「マルチビームを用いた深浅測量マニュアル（浚渫工編）（国土交通省）」に基づき、マルチビーム測深システムを用いた深浅測量を⾏う。

② ３次元数量計算

①により得られた測量データを用いて、「３次元データを用いた港湾工事数量算出要領（浚渫工編）（国土交通省）」に基づいて、数量計算を⾏う。

③ ICT を活用した施工

①により得られた３次元データを用いて、ICTを活用した施工を行う。

④ ３次元出来形測量

浚渫工が完了した後、「３次元データを用いた出来形管理要領（浚渫工編）（国土交通省）」に基づいて、出来形管理を⾏う。

⑤ ３次元データの納品

④により確認された３次元施工管理データを、工事完成図書として納品する。

　１－４　ＩＣＴ活用工事の対象工事

　　　対象工事は、以下の工種を含む全ての発注工事とする。

・ポンプ浚渫工

・グラブ浚渫工

・硬土盤浚渫工

・岩盤浚渫工

・バックホウ浚渫工

２．ＩＣＴ活用工事の実施方法

　２－１　発注方式

　　　ＩＣＴ活用工事の発注は下記の（１）～（２）によるものとする。

　（１）発注者指定型

１－４の対象工事であり、発注者がＩＣＴを活用すると定めたもの。

　※発注者指定型による場合は設計大要に「浚渫工（ICT）」と明示すること。

※発注者指定型による場合は特記仕様書に発注者指定型であることを明示する　　　　　　　こと。（別紙-1参照）

（２）施工者希望型

１－４の対象工事全て。

受注者が ICT 活用工事の実施を希望する場合、あらかじめ監督員と協議を行う。 監督員は、協議を受理・指示する。

　※施工者希望型による場合は特記仕様書に発注者指定型であることを明示する　　　　　　　こと。（別紙-1参照）

　２－２　ＩＣＴ活用工事（浚渫工（港湾））の実施協議

　　　　施工者希望型は、請負者発議による受発注者協議の上で実施できるものとし、どの技術を実施するかは請負者の申し出による。また、発注者指定型については、当初から発注者が指定した施工技術以外についても、受注者からの申出があれば実施できるものとする。

３．　ＩＣＴ活用工事（浚渫工（港湾））の導入における留意点

　３－１　工事費の積算

　　（１）発注者指定型における積算方法

　　　　発注者の指定によりＩＣＴ浚渫工を実施する場合は、「ＩＣＴ活用工事積算要領（浚渫工編）（国土交通省）」により必要な経費を計上する。

（２）受注者希望型における積算方法

受注者からの協議により ICT 浚渫工を実施する場合は、設計変更の対象とし「ＩＣＴ活用 工事積算要領（浚渫工編） （国土交通省）」により、必要な経費を計上する。

　３－２　各要領

　　　当該工事は、以下に定める要領を遵守すること。なお、要領に記載がある国の仕様書等は、大阪港湾局の仕様書等に読み替えることとし、当局の仕様書等に記載がない場合は、国の仕様書等を準用する。

　　① マルチビームを用いた深浅測量マニュアル（浚渫工編）（国土交通省港湾局）

② ３次元データを用いた港湾工事数量算出要領（浚渫工編）（国土交通省港湾局）

③ ３次元データを用いた出来形管理要領（浚渫工編）（国土交通省港湾局）

④ ３次元データを用いた出来形管理の監督・検査要領（浚渫工編）（国土交通省港湾局）

３－３　工事成績評定における措置

ＩＣＴ活用施工を実施した場合、発注方式に関わらず、創意工夫項目で評価するものとする。

□ICT 活用工事加点として起工測量から電子納品までの何れかの段階でICT を活用した工事。（電子納品のみは除く）

※本項目は１点の加点とする。

□ICT 活用工事加点として起工測量から電子納品までの全ての段階でICT を活用した工事。

※本項目は２点の加点とする。

※ICT 活用による加点は最大２点の加点とする。

　　ただし、ＩＣＴ活用施工を採用しない工事の成績評定については、本項目での加点対象とせず、併せて以下の方針で減点を行うものとする。

（１）発注者指定型

ＩＣＴ活用工事が実施されなかった場合は、ＩＣＴ活用工事に必要な経費を減額した上で、契約違反として工事成績評定から措置の内容に応じて減点する。ただし、ＩＣＴ機器やＩＣＴ建設機械が手配できない場合や、ＩＣＴ建設機械により施工できない場合がある等、受注者の責によらない場合はこの限りではない。

（２）施工者希望型

工事契約後の受注者からの提案によりＩＣＴ活用施工を行うため、実施されなかった場合においても、工事成績評定における減点は行わない。

　３－４　現場見学会・講習会の実施

　　　受注者は、発注者から指示があった場合は、ＩＣＴ活用工事の推進を目的に官民等　　　を対象とした現場見学会・講習会を実施するものとする。

　　　また、普及状況を勘案したうえで、より実践的な講習会等の開催についても検討するものとする。

　４　その他

　　この要領に定めのない事項については、別途定めることができる。

（別紙-1）

特記仕様書記載例

〇ＩＣＴ活用工事（浚渫工（港湾））【発注者指定型】

本工事は、ＩＣＴの活用を図るため、起工測量から検査までの一連の施工プロセスにおいて３次元データを活用するＩＣＴ活用工事である。ＩＣＴ活用工事の実施にあたっては、以下のホームページに掲載された「ＩＣＴ活用工事実施方針」及び「ＩＣＴ（浚渫工（港湾））実施要領」に基づき実施するものとする。

（https://www.pref.osaka.lg.jp/kowan/oshirase/ict.html）

ＩＣＴ活用工事を実施する項目については、国土交通省所管の「ＩＣＴ活用工事積算要領（浚渫工編）（令和5年４月改定版）」（以下 「積算要領」 という）等に基づき費用を計上している。

〇ＩＣＴ活用工事（浚渫工（港湾））【施工者希望型】

　本工事は、ＩＣＴの活用を図るため、受注者の協議により、起工測量から検査までの一連の施工プロセスにおいて３次元データを活用するＩＣＴ活用工事の対象工事である。

ＩＣＴ活用工事の実施にあたっては、以下のホームページに掲載された「ＩＣＴ活用工事実施方針」及び「ＩＣＴ（浚渫工（港湾））実施要領」に基づき実施するものとする。

（https://www.pref.osaka.lg.jp/kowan/oshirase/ict.html）

受注者が、契約後施工計画書の提出までに、浚渫工（港湾）に関するＩＣＴ活用について発注者へ協議を行い、協議が整った場合、ＩＣＴ活用施工を実施する項目については、設計変更の対象とし、国土交通省所管の「ＩＣＴ活用工事積算要領（浚渫工編）（令和5年４月改定版）」（以下 「積算要領」 という）等により計上することとする。